

2014年8月7日

内閣総理大臣

安倍晋三様

公務員労働組合連絡会
議長 氏



本年の人事院勧告・報告に関わる要求書

常日頃、公務員労働者の処遇改善にご努力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、人事院は本日、本年の給与改定のための勧告と給与制度の総合的見直しの勧告・報告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、月例給、一時金のいずれについても2007年以来の引上げとなり、不十分とはいえ組合員の期待に応えたものであり、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間動向を踏まえたものである以上、勧告通り実施すべきものと考えます。

なお、一時金の増額が勤勉手当に配分にされたことから、育児休業期間中の職員や女性が多数を占める非常勤職員の処遇改善の観点から見て、社会的要請に関する配慮に課題を残すものです。

他方、給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、われわれが見直しの必要性について明確で納得できる説明を求め続けたにもかかわらず、人事院が十分な議論を尽くさないまま踏み切ったものであり、到底認められません。

この見直しは、被災地を含む地域で日夜奮闘している公務・公共サービス労働者や高齢層労働者の賃金を引き下げ、その努力と意欲に水を差すものに他なりません。

貴職におかれましては、新たに設置された内閣官房内閣人事局の意義を深く認識され、公務員の使用者としての責任において、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 本年の給与改定については、勧告通り実施すること。
2. 給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、われわれと十分交渉・協議を行い、その実施を見送る方針決定を行うこと。